

雇用促進税制の創設について

雇用促進税制の創設

平成 23 年度税制改正法が 6 月 30 日に公布され、雇用促進の目的から、雇用を増やす企業を減税する「雇用促進税制」が創設されました。雇用促進税制は、一定の要件を満たした場合に、【前事業年度末から増加した従業員（雇用保険の一般被保険者）の人数×20 万円

（*1）】を法人税額・所得税額から控除を受けることができる税制優遇制度です。この規定は住民税においても適用されることから、法人住民税を加味すると、1 人増加するにあたり約 24 万円（=20 万円×（1+20.7%））の節税となり、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において採用が見込まれる事業者にとっては大きな節税効果が見込めます。

（*1）当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）が限度。

一定の要件とは？

雇用促進税制の適用を受けようとする事業者は、下記の要件を満たす必要があります。

（1）対象となる事業主の要件

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」という。）において、雇用者（雇用保険の一般被保険者）の数を 5 人以上（中小企業は 2 人以上）、かつ、雇用増加割合（*2）10%以上増加させており、適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額（*3）以上であること等の要件を満たす必要があります。また、適用年度前に事業主都合により意図的に従業員を減少させることを防止する観点から、その前事業年度に事業主都合による離職者がいないことも要件となっています。

（*2）雇用増加割合＝適用年度の雇用者増加数÷前事業年度末日の雇用者総数

（*3）比較給与等支給額＝前事業年度給与等の支給額÷前事業年度給与等の支給額×雇用増加割合×30%

（2）手続き

事業年度開始後 2 ヶ月以内（*4）に雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出する必要があります。雇用促進計画の様式は厚生労働省の HP からダウンロードできますが、事業所ごとに期首時点の労働者数と当期の労働者目標増加数を記載するもので複雑なものではありません。

その後、事業年度終了後 2 ヶ月以内（個人事業主については 3 月 15 日まで）に、雇用促進計画の達成状況についてハローワークに報告をし、承認を受けることが必

要となります。なお、採用が計画通りに進まず、結果的に要件を満たすことができなかった場合にはハローワークに報告する必要はありません。また、達成できなかったことに対するペナルティ等もないことから、当期の採用計画が不透明であっても要件を満たす可能性があれば計画を提出しておくことも、1 つの方法かもしれません。

（*4）平成 23 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10 月 31 日までに提出する必要があります。

税額控除限度額の計算例

（1）計算方法

税額控除限度額 = 雇用保険の一般被保険者の純増人数 × 20 万円
（当期の法人税額の 10%（中小企業者等については 20%）相当額を限度）

（2）計算例

前事業年度において雇用保険の一般被保険者の数が 20 人（給与総額 80,000 千円）の青色申告書を提出する中小企業者等が、当事業年度において 3 人（給与総額 12,000 千円）を採用したケースでの控除額は下記の通りになります。

（適用要件）

- ① 当期末 23 人 - 前期末 20 人 = 3 人 ≥ 2 人
- ② 雇用者数 3 人 ÷ 前期末 20 人 = 15% ≥ 10%
- ③ 当期の給与総額 92,000 千円 ≥ 比較給与等支給額 83,600 千円

（税額控除額）

3 人×20 万円＝60 万円（法人税額の 20%が限度）

人員採用計画の一環として

雇用促進税制は人材投資に着目した優遇税制であるため、労働集約産業の企業など幅広い業種で有効な税制と考えられます。今後、新規採用を行い、事業拡大を目指すような会社であれば大きな節税メリットを享受することが出来ます。但し、税額控除制度の特徴上、補助金制度とは異なり、黒字で税額が発生する事業者しか優遇を受けることができません。また、大幅な人員採用は固定費の増加を招くことになることから、節税効果を過度に重視することなく、長期的な人員採用計画を策定した上で、人員採用を行うことが望まれます。事業計画等の策定の一環としてこの優遇制度の活用を検討されてみてはいかがでしょうか。（文責：森永）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生し得る損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp